「被疑者取調べの録音・録画に関す る法務省勉強会取りまとめ」に関す る意見書

2011年(平成23年)12月15日

日本弁護士連合会

「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」に関する意見書

- 目 次 -

第1	15	はじめに	1
第 2	1	「可視化の目的等」について	1
1	幺	3論	1
2	耳	双調べの可視化の目的と全過程の録画	2
第3	ı	⁻ 対象事件の範囲」について	2
1	幺	8論	2
2	투	🛚 急に取調べの録画を実施すべき事件	4
第4	ı	⁻ 対象とすべき取調べの範囲」について	6
1	틧]体拘束との関係	6
2	틧	身体拘束後の取調べの全過程を対象とすべきか	7
	(1)	総論	7
	(2)	現行の一部録画に対する評価	7
	(3)	取調べの可視化による負担・コストについて	10
	(4)	取調べの可視化と取調べの機能	11
	(5)	まとめ	16
第 5	ı	「録音・録画の対象とするのが相当でない場合」について	16
1	丝	3論	16
2	金	最画の対象とするのが相当でない場合について	16
3	事	写件類型による録画の例外の当否について	17
第6	ı	「証拠能力との関係」について	17
第7	伟	J度論	17
第8	糸	5 語	18
別紙	, 1	裁判員裁判における検察庁・警察庁による被疑者取調べの一部録画	
		に関する調査結果	
別紙	2	法務省「取調べに関する国内調査結果報告書」の「第6 確定事件	
		記録の検討」(本文39頁~40頁及び別添資料1「事例集」)に	
		関する意見	

第1 はじめに

法務省は,2009年(平成21年)10月,省内に,政務三役を中心とする 勉強会及び法務副大臣を座長とするワーキンググループを設け,被疑者取調べの 録画について検討を進めていたところ,2011年(平成23年)8月,「被疑 者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」(以下「法務省取りま とめ」という。)を公表した。

法務省取りまとめは、被疑者取調べの録画にはえん罪を防止し、不適正な取調べを抑制する機能があるとしており、この点では正しい視点に立っていると評価し得る。しかし、実際の取調べの録画制度の検討においては、録画の対象となる事件を過度に限定し、取調べの全過程の録画について極めて消極的な態度を表明するなど、当連合会が求めてきた取調べの可視化(全過程の録画)とはほど遠い制度を構想しているものと判断せざるを得ない。法務省取りまとめの構想は、えん罪の防止・不適正な取調べの抑制という取調べの可視化の目的に照らし、余りにも不十分である。

そこで,以下,法務省取りまとめ第3「被疑者取調べの可視化の在り方(検討結果)」に沿って,法務省取りまとめに対する当連合会の意見を明らかにする。

第2 「可視化の目的等」について

1 総論

法務省取りまとめは、取調べの可視化の目的として、「取調べ状況を客観的に記録することによって、自白の任意性についての的確な判断を容易にし、えん罪の発生を防ぐとともに、不適正な取調べを抑制するなど、様々なメリットがあると考えられ」るとする(41頁)。

これらの機能は、当連合会もかねてから取調べの可視化の目的として主張してきたところであり、この点に関する法務省取りまとめは、適切な視点に立った議論であると評価できる。特に、取調べの可視化がえん罪の防止や取調べの適正化に資するとする点は、従来、捜査機関が、取調べの録画について任意性立証の手段としての意義のみを強調してきたことに照らせば、極めて重要な指摘である。志布志事件、氷見事件、足利事件、布川事件などの近時の著名えん罪事件では、いずれも不適切な取調べによって虚偽の自白調書が作成されていたのであり、これらえん罪事件の教訓を真摯に受け止めるのであれば、取調べの可視化によって違法不当な取調べの根絶を図るのは当然のことである。

さらに,法務省取りまとめは,取調べの可視化の「メリットを活かす観点からは,できる限り広い範囲を対象とした録音・録画制度を導入することが考え

られる」とする(41頁)。当連合会は,取調べの全過程の録画を求めてきたものであり,この点の法務省取りまとめの指摘は,「全過程」を原則とすることを明示していない点で不十分といわざるを得ないものの,相応には正しい視点に立ったものといえるものと考える。

2 取調べの可視化の目的と全過程の録画

一方で、法務省取りまとめは、「取調べの中で得られた自白や被疑者に不利益な供述が得られた状況を客観的に記録し、公判において自白の任意性をめぐる争いが生じた場合に、その客観的な記録による的確な判断を可能とすることこそが、今後具体化すべき取調べの録音・録画制度に求められる中心的な要請であると考えられる」としている(40頁、53頁)。もし仮に、これが、被疑者が自白や不利益供述をしている場面を記録すれば足り、被疑者が自白や不利益供述をするに至る過程までを録画する必要はないとの趣旨なのであれば、それは、重大な誤りを犯している。

取調べにおいては、否認している被疑者に対して自白をするよう説得追及する場面こそが、暴行・脅迫・精神的圧迫・偽計・利益誘導などによる自白強要のなされるおそれが最も高い場面である。この場面を録画しなければ、自白の任意性・信用性を審理するための的確な証拠を確保することはできない。また、自白強要のおそれが最も高い場面を録画することによって初めて、直截に違法不当な取調べを抑制し、取調べの適正化を図ることができるのである。

そして,取調べは,否認する被疑者に対して自白をするよう説得追及する場面であれ,被疑者が現に自白や不利益供述をする場面であれ,その全てが,被疑者が自白又は不利益供述をするに至る過程に含まれることは明らかである。結局,任意性立証をも含め,取調べの録画の目的を達成するためには,取調べの全過程の録画が必須である。

よって,法務省取りまとめの上記記載が,仮に自白や不利益供述がなされている場面のみを録画すれば足りるという趣旨であるとするならば,法務省取りまとめが提示した取調べの可視化の目的に照らしても,明らかに誤った方向を目指すことになってしまうといわざるを得ない。

第3 「対象事件の範囲」について

1 総論

(1) 法務省取りまとめは、「取調べの録音・録画の対象としては、まず、裁判員裁判対象事件が考えられる」とする(42頁)。

確かに,取調べの可視化を制度として本格的に導入することとなると,そ

の円滑な実施という観点からは,導入時点においては,対象事件の範囲をある程度限定することもやむを得ないと考えられる。したがって,当連合会としても,取調べの可視化が制度として定着するまでの過渡的な措置として, 当面,対象事件を一定の範囲に限定することについてまで反対するものではない。

(2) しかし,鹿児島県志布志市において公職選挙法違反で逮捕された被告人全員が無罪となった志布志事件や,1998年(平成10年)に愛媛県宇和島市で発生した窃盗事件の被疑者とされた男性が虚偽自白に追い込まれて起訴されたものの後に真犯人が判明したために無罪となったいわゆる宇和島事件,近年無罪判決が相次いでいるいわゆる痴漢えん罪事件など,比較的軽微な事件においても自白強要がなされたり被疑者が虚偽自白に追い込まれたりする事例は跡を絶たない。むしろ,執行猶予が見込まれる事件などでは,無実の者が公判審理の負担を慮って,あえて事実関係を争わずに有罪判決を受ける事例も多く潜んでいるものと考えられる。

また,他殺と疑われる死体が発見された事件においては,被疑者はまず死体遺棄罪で逮捕され,被害者の死の状況についても取調べを受けた上で殺人罪で再逮捕されるという運用が頻繁に行われている。このことに照らしても,可視化の対象を裁判員裁判対象事件に限定することはできない。

したがって、えん罪を防止し取調べの適正化を図るという目的に照らせば、 最終的には、あくまでも全事件において取調べの可視化がなされるべきであ る。

(3) 取調べの可視化の対象とすべき事件の範囲に関して,法務省取りまとめは, 「膨大かつ多様な事件の全ての取調について録音・録画を実現するとした場合には,取調べの可視化により実現しようとするメリットに見合わない多大な負担・コストを要することとなるのではないかといった問題を踏まえると,全事件の可視化は現実的ではないといわざるを得ない」とする。

しかし、あらゆる犯罪においてえん罪の危険があり不適正な取調べが行われる危険があるのであるから、えん罪の防止・不適正な取調べの抑制という観点からは、全事件について取調べの可視化を導入したとしても、決して「メリットに見合わない多大な負担・コストを要する」ことにはならない。法務省取りまとめは、裁判員裁判対象事件以外の事件では供述調書の任意性が争われる事件が少ないとしているが、取調べの可視化がもたらすのは任意性に関する審理の充実に尽きるものではない。したがって、任意性審理の「効率化」のみを重視するかのような法務省取りまとめの視点は明らかに誤ったも

のである。

2 早急に取調べの録画を実施すべき事件

(1) 裁判員裁判対象事件

裁判員裁判対象事件については、法務省取りまとめも、取調べの録画を行うべき事件としているところであり、早急に本格的な実施がなされるべきである。

(2) 知的能力等に起因する一定の事情が認められる被疑者の事件

法務省取りまとめが指摘するように、現在、最高検察庁において検察官取調べの録画の試行が行われているところであり、本格的な議論はその結果を踏まえて行われるべきものとの考えもあろう。しかし、この類型にあって、取調べの可視化の要請は高いことは明らかであり、上記試行と併行的に速やかな制度化が図られるべきである。

制度化に当たっては、知的障がいのある被疑者に対する取調べの可視化が、 障がいのある人に対する適正手続を保障し、裁判を受ける権利を保障するために行われるべきものであることを踏まえる必要がある。

また,可視化の対象については,知的障がいがあることが療育手帳等により明らかな場合はもちろん、捜査官において知的障がいが疑われると判断されたときのみならず,コミュニケーション能力に問題があるとして,弁護人から相当な理由を示して録画の求めがあった場合を含めるべきである。

なお,上記試行の検証は,検察庁以外の第三者をも交え,客観的に適正に行われなければならない。実際,知的能力等によってコミュニケーション能力に問題がある被疑者に対する取調べは,専門家の知見を得る必要があり,たとえば,取調官による質問方法の適否についても検討を行うべきである。

(3) 少年事件

法務省取りまとめは,少年事件については「少年の供述の信用性を含めて 裁判所が職権的に取り調べることができる構造になっている」とする。

しかし,裁判所が職権的に証拠調べを行おうとしても,結局は供述録取書や取調べ状況報告書などの二次的な証拠から取調べ状況を推測するという作業を行わざるを得ないのであり,取調べの録画記録という一次記録の必要性は成人の刑事事件と何ら変わるところがない。また,以前から,少年は成人と比較して迎合性・被暗示性が高いことが指摘され,可視化の必要性が高い。

現に,いわゆる大阪地裁所長襲撃事件においては,少年の供述の信用性についての判断が裁判所によって異なるなどの問題点が顕在化している。

したがって, 少年事件についても, 早急に取調べの可視化が制度として実

現されるべきである。

(4) 要通訳事件

日本語で意思疎通を行うことのできない被疑者については,取調官の質問の意味の誤解,文化的な差異や我が国の司法制度に対する理解不足から,被疑者の真意と異なる供述調書が作成されるおそれが高い。すなわち,通訳を要する被疑者は,知的能力に起因する一定の事情が認められる被疑者や少年と同様,コミュニケーション弱者であるといえる。したがって,通訳を要する外国人被疑者の取調べについても,取調べの可視化がなされなければならない。

また,要通訳事件においては,通訳人の誤訳等によって捜査官や被疑者の 発言が歪められる可能性も否定できず,かかる観点からも可視化の必要性は 高い。

この点につき、法務省取りまとめは、録画を行うことについて通訳人の協力が得られない場合があり得るとしている。しかし、通訳人の協力が得られない場合については、通訳人の画像や音声について変換処理を施すなどして通訳人を保護することは技術的にさほど難しくはないと考えられるから、通訳人の協力を得ることについてはさほど困難はないと考えられる。また、適切な通訳を行っている通訳人にとっては、可視化によって通訳が分かりにくかったといった苦情から自らを守ることもできるのであり、可視化は通訳人にとっても有益である。

(5) 検察官の独自捜査事件

検察官の独自捜査事件は、その他の事件と比較しても、特に証拠において 供述証拠が重要な地位を占める事件類型であると思われるが、そうであるか らこそ、その供述が適正な取調べによって得られたものであることが確認さ れなければならない事件類型であると考えられる。取調べの可視化の要請は 高い。したがって、録画の試行の結果を踏まえて議論がなされるのを待つの ではなく、速やかな制度化がなされるべきである。

(6) 被疑者又は弁護人が録画を請求した事件

全事件における取調べの可視化が実現するまでの間は,過渡的な措置として,被疑者又は弁護人から請求のあった事件については,上記類型以外の事件であっても取調べの録画を行うべきである。仮に,以前からこのような制度が導入されていれば,志布志事件においても取調べの録画が実施されたはずであり,その結果,常軌を逸した自白強要はなされず,えん罪被害に遭った志布志市の住民が起訴されることもなかったと思われる。

この点につき、法務省取りまとめは、これを認めると「請求がある限り全事件について録音・録画を行うのと同じこととなってしまうことなどから、 現実性の点で難がある」とする。

しかし、被疑者又は弁護人が録画を要求する事件は、被疑者が被疑事実を 否認している事件や死体遺棄罪などで最初に逮捕され殺人罪での再逮捕が予 測される事件など一定の事由が存在するケースであると思われる。そのよう な事例は相対的には少数にとどまるものと考えられ、これに伴う負担やコス トは限定的なものであると考えられる。この点、請求を拒む捜査官がいた場 合などは、その捜査官に一定の立証責任を課した上で、裁判所が、請求を拒 絶したことの是非を判断する制度も検討する余地があろう。

第4 「対象とすべき取調べの範囲」について

1 身体拘束との関係

(1) 総論

法務省取りまとめは、「在宅での取調べについては、録音・録画の必要性は相対的に低いと考えられる上、実務上困難な問題も伴うことから、身柄拘束下における被疑者取調べを録音・録画の対象とすべきである」とする。

しかし,以下の検討からすると,可視化の対象となる事件類型においては, 在宅段階での取調べについても,録画・録音を実施すべきである。

(2) 可視化の必要性

上述の宇和島事件,志布志事件,氷見事件,足利事件などにおいては,いずれも,逮捕前のいわゆる任意取調べの段階で虚偽自白がなされている。また,いわゆる痴漢えん罪事件においても,任意取調べの段階で虚偽自白がなされる例は多い。

これらの事件の教訓に照らせば,我が国においては,「在宅での取調べについては,録音・録画の必要性は相対的に低い」などとは到底いえない。

(3) 実務上の困難性について

法務省取りまとめは、「在宅段階では、取調べ対象者を被疑者として取り扱うのか参考人として取り扱うのかの境目について微妙な判断を伴うこともある」とする。しかし、参考人の取調べを可視化することが禁じられているわけではないのであるから、そのような場合には、とりあえず取調べを録画すればよいのであって、この点については何ら困難な問題は生じない。むしる、法務省取りまとめにおいても言及されている厚生労働省元局長無罪事件の教訓に照らせば、参考人取調べの可視化についても早急に検討を進める必

要があると考えられる。

さらに,法務省取りまとめは,「在宅段階の取調べは,……犯罪の現場やパトカー内,交番,病院等,多様な場所で行われており,これらについて録音・録画を実施するのは実際上困難である」とする。

しかし、まずは取調室での取調べの全過程について制度化すればよいことである。また、運用としては、取調室以外の場所であっても、携帯型のビデオやICレコーダーなどで録画・録音を行うことは容易に可能であるし、取調室以外の取調べを禁じる法制も考えられる。このような制度を構築したとしても、さして問題が生じるとは思われない。いずれにしても、これらの問題は、取調べの可視化の法制化に際して手当を行うことが容易に可能であり、在宅段階の取調べの可視化を一律に排除する理由には全くならない。

(4) 小括

以上から,取調べを可視化すべき対象事件においては,在宅段階での取調べについても,可視化すべきである。

2 身体拘束後の取調べの全過程を対象とすべきか

(1) 総論

法務省取りまとめは,「一律に録音・録画を義務付けるような制度を構築することは適当でない」とし(50頁),取調べの全過程の録画について否定的な立場を明らかにしている。

しかし、上述した取調べの可視化の目的に照らせば、可視化の対象となる 事件においては、取調べの全過程を録画しなければならないことは明らかで あり、この点に関する法務省取りまとめの立場は、その掲げる目的と整合し ておらず、厳しく批判されなければならない。

(2) 現行の一部録画に対する評価

取調べの可視化の目的と一部録画

法務省取りまとめは、従前から実施されている裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの一部の録音・録画について「自白の任意性を肯定する証拠としても否定する証拠としても有効に機能している上、取調べの適正確保にも資する」と、一部録画によっても取調べの可視化の目的を達成することが可能であるとしている(45頁)。

しかし,仮に,一部録画が行われた事例において全過程の録画がなされていたとすると,自白の任意性が肯定されたケースについて同様の判断がなされるか否かは不明というべきである。また,一部録画においては,録画されなかった取調べにおいて不適切な取調べがなされた可能性を完全に

否定することはできない。しかも,従来の一部録画は,主として実質的な 取調べが終了した段階で,調書に署名指印をする場面あるいは調書の署名 指印すら終了した後に行われてきたものであり,本来の取調べ場面はほと んど録画されていなかったことに鑑みれば,全過程を録画していれば表面 化したはずの不適切な取調べや任意性の判断に資する場面が表に出なかっ たという事例は相当数あるものと考えざるを得ない。

現に、当連合会が2010年(平成22年)7月から実施した「裁判員裁判における検察庁・警察庁による被疑者取調べの一部録画に関する調査(結果は別紙1のとおり。以下「アンケート調査」という。)によれば、「録画時の取調官の態度がいつもより穏やかだった」、「録画前にリハーサルが行われていた。あるいは行われた可能性がある」との指摘がなされた事例が合計8件存在している。このように、取調べの一部を録画しても、録画がなされていないときにいかなる取調べがなされているかという問題が生じることを避けて通ることはできないのである。

また、上記アンケート調査の回答の中には、取調べの一部録画DVDが公判で取り調べられた事件の裁判員が、判決後の記者会見において、「DVDより被告人質問の方が参考になった」、「取調べの最初の様子を確認したかった、全面可視化が必要」などといった感想を述べた事例や、一部録画DVDについて「打合せをした上での録画である」、「取調べの真実とは思えない」などの理由で証拠として役に立たなかったとの意見を述べた事例が存在したことが指摘されており、一部録画の証拠価値に疑問を呈する裁判員が存在していたことが指摘されている。

更に,2010年(平成22年)11月30日には,大阪地方裁判所堺支部において,現住建造物等放火事件等で起訴されていた知的障がいを有する男性に対する公訴が取り消された事案が発生している。上記事案の経緯に照らすと,もし取調べの全過程の録画がなされていれば,公訴提起にまで至ったとは,そもそも考えられない。上記事案において取調べが行われた期間は国内調査の調査期間には含まれてはいないものの,このような重大事案が明らかとなっていたにもかかわらず,「取調べの一部録音・録画の問題性が確認されたなどの状況は認められなかった」とする取りまとめの評価は(47頁),恣意的なものといわざるを得ない。

従来の一部録音との関係

現在検察庁が実施している一部録画は,本質的には,従来,録画以前に行われてきた一部録音と何ら異なるところはない。一部録音が取調べの問

題点を覆い隠し,えん罪を生む危険のある証拠であることは,足利事件や 布川事件において作成された一部録音テープからも明らかである。

この点について法務省取りまとめは、現在検察庁において実施・試行している一部録画は手順が定められており、以前の一部録音とは異なるとしている(45頁)。

確かに、現在実施されている一部録画については、録画記録を編集した事例などは報告されていない。しかし、上述のように、録画前にリハーサルが行われた事例も複数報告されている。そもそも、現行の一部録画は、録画を実施するか否か、実施するとしていかなる場面を録画するかは全面的に捜査官の裁量に委ねられている。これらの点に照らせば、現行の一部録画も、捜査機関による「よいところ録り」という本質は全く変わっていないというべきである。

小括に代えて

以上検討したところからすれば、現在検察庁が実施している一部録画で は,被疑者供述の任意性や取調べの適正を担保することはできず,取調べ の可視化の目的を達成することはできない。むしろ,かえって,一部録画 の場面のみが印象付けられ、録画されていない場面の取調べの実態は深く 隠されてしまいかねない。取調べ状態の実態を見誤らせている危険がある ことを到底否定できない。実際,2011年(平成23年)9月27日, 福岡高等裁判所において 検察官による一部録画DVDの取調べを踏まえ, 「……警察官による取調べにおいて,同警察官による利益誘導があったか どうかについては、同警察官と被告人の1審公判供述が対立しているとこ ろ,取調べ状況の録音録画等による客観的な証拠がない以上,いずれの供 述の信用性も排斥することができないため、いわゆる真偽不明の状態にあ ると判断するのが相当であり,.....警察官による利益誘導等があった疑い は払拭できない。.....また,検察官の取調べにおいても,被告人がいまだ 警察官による利益誘導等による影響を受けていた可能性を否定できないこ とから,検察官調書中の放火時の状況に関する被告人供述についても,そ の信用性を肯定することはできない(取調べ状況を録画したDVD.....は, 取調べの最終場面の録画にとどまっており、同証拠によっても、上記利益 誘導による影響を受けていないと断定することはできない)。」と,一部 録画の不十分性を明快に指摘する判決が言い渡された。今後,このような 判決は,必然的に増えていくであろう。

取調べの可視化が、これまでえん罪を生み出してきた一部録音と質的に

異なり真に公正中立なものとなるには,捜査官による恣意性を排除することが肝要である。そのためには,取調べの全過程の録画を「義務付ける」 外ない。

(3) 取調べの可視化による負担・コストについて

捜査官及び弁護人の負担

法務省取りまとめは、取調べの全過程を録画することとなると、「捜査官や弁護人がそれらを視聴する負担は相当に大きなものになる」とする(46頁)。

しかし,そもそも,捜査官側は自らの側が経験している場面についてのことなので,状況は分かっている。上司などのチェックがあり得るとしても,場面などを絞ることは容易である。

「取調べ状況を客観的に記録することによって,自白の任意性についての的確な判断を容易にし,えん罪の発生を防ぐとともに,不適正な取調べを抑制する」という可視化の目的に照らせば,録画記録を視聴する必要性が高いのは,主として自白の任意性・信用性が争われる事件であり,そのような取調べ状況の場面であるといえる。全ての事件において全ての記録を視聴しなければならないわけではない。

もとより視聴範囲が上述したところより広がっていくことはあり得ることであるが,仮に,「全過程」につき,録画記録を視聴することがあったとしても,それは,捜査官や弁護人が,従来は存在しなかった証拠に接するという利益を享受するための当然の負担と考えるべきであり,その負担を理由に全過程の録画が相当でないとの結論を導くことは本末転倒である。現実には検索機能が十分となり,反訳システムが確立されればよいことである。

実際には,可視化によって,現在の余りに長時間な取調べ時間は,短縮していくものと考えられる。それゆえ,このような問題は,いわば過渡期にしか生じ得ないともいえる。

裁判官及び裁判員の負担

法務省取りまとめは,取調べの全過程が録画されることとなると,「公判で録音・録画記録の全部又は大部分を取り調べなければならなくなる事態も十分にあり得るところ」であり,裁判官・裁判員の負担が加重になるおそれがあるとする(46頁)。

しかし,裁判員制度が導入されて以来,公判に提出される証拠は基本的に厳選される傾向にあり,最良証拠によってメリハリのある立証を行うこ

とこそが効果的な公判活動であるという認識は,法曹三者において概ね一致する認識であると考えられる。その結果,書証の厳選や抄本化,複数の書証の統合など,証拠の分量を減少させる努力が行われている。したがって,法務省取りまとめが危惧するような,数十時間に及ぶ録画記録を全部視聴するなどという事態はまず起こり得ないと考えてよいと思われる。

そもそも、そのような事件が存在すると仮定すると、一部録画しかなされていない場合においては、全ての供述調書を朗読した上で一部録画記録も視聴し、更には捜査官の証人尋問や被告人尋問を行うことになるものと思われる。しかも、この場合は、直接の客観的な証拠がないのであるから、その負担の質量は「全過程」録画がなされた場合よりもはるかに重いといえる。

費用

法務省取りまとめは,反訳の作成や情報漏洩防止措置にかかるコストが相当なものになるとしている(46頁)。

しかし,既に裁判所において導入されている,証人尋問等の録画媒体の 検索システムなどに照らすと,現状の反訳システムのままに反訳を行わな ければならないものとも思われない。

また、情報漏洩防止措置に関しても、既に、検察庁は一部録画記録の保管を行っている実績があり、既存の運用を量的に拡大すれば対応は十分に可能と思われる。そして、量的な拡大に関しても、ハードディスクや大容量 DVDを活用すれば、取調べの全過程を録画した場合でも量の増加は相当程度抑制することが可能であると考えられる。

小括

以上からすると,取調べの全過程の録画に伴う負担やコストは,全過程の録画を否定する要因には到底なり得ないというべきである。

(4) 取調べの可視化と取調べの機能

総論

法務省取りまとめは、「録音・録画によって取調べの機能に支障が生じるおそれが大きいことは否定できない」として、「一律に録音・録画を義務付けるような制度を構築することは適当とは考え難」いとする(54頁)。しかし、取調べの機能を確保することを殊更に強調して録画の範囲を狭めることは、取調べの可視化の目的・機能に照らすと本末転倒であるとい

わざるを得ない。法務省取りまとめの考え方は,取調べの可視化の目的に

照らし,価値判断を誤ったものというべきである。取調べの録画の範囲に

- 11 -

ついては,一律の制度化を構築することも含め,法制審議会特別部会において十分な議論がなされなければならない。

取調べによる真相解明との関係

ア 法務省取りまとめは,我が国における取調べの重要性を強調し,「現行の捜査手法を前提とする限りは,取調べの機能が障害されれば,他の捜査手法等を活用しても補い得ない影響が生じるものと考えられた」とする。

法務省取りまとめは、上記見解の根拠として、取調べの実態に関する 調査や確定事件記録の検討の結果を挙げる。

確かに,取調べの実態に関する調査結果によれば,我が国においては相当長時間の取調べが行われており,かつ,その取調べにおいては被疑者から真実の供述を得るという見地からの追及・説得が行われているようである。しかし,そのような取調べが行われているからこそ,病理現象としての自白の強要やこれによるえん罪が跡を絶たないのである。

取調べに関する国内調査結果報告書によれば,最長の取調べ時間が249時間にも及んだという(同4頁)。仮に調査対象が23日間の取調べであったとすれば,1日平均11時間を超える取調べが連日行われているという事態が存在することになる。このような結果を目の当たりにすると,取調べの重要性に思いを致す以前に,これ自体が果たして適正な捜査といい得るのかという大いなる疑念を抱かざるを得ない。現在,我が国においては,相次ぐ虚偽自白に基づくえん罪事件を契機に取調べという捜査手法そのものに対する疑念が生じている。その疑念が,厚生労働省元局長無罪事件によって,もはや看過できない水域にまで高まった。

このような国民の疑念を払拭するには,取調べの全過程の録画によって取調の適正性を確保する一方で,自白に頼ることなく客観的な証拠を収集・分析して真相に迫るといった捜査が重視されるべきであり,捜査の在り方を根本的に変革する必要がある。したがって,数々のえん罪を生み出してきた従来型の取調べを温存しようとするかのような法務省取りまとめの方向性は,極めて不適切なものである。

イ 法務省取りまとめには、確定事件記録の検討の結果として、自白や供述が犯罪の検挙・立証において重要な事例が紹介されているところである。

ただし,紹介されている事例において,仮に全過程の録画が実施され

ていた場合に当該供述がどのように変化したのか,当該供述を獲得する 過程ではどのような説得追及が行われたのか,そもそも当該供述が真実 を語ったものであることはどのようにして担保されているのか,といっ た重要な点が全く明らかにされていない。それゆえ,全過程の録画が導 入されるとこれらの事例にいかなる影響を与えることとなっていたか は,全く未知数という外ない。したがって,確定事件記録の検討結果を もって全過程の録画が不適切であるとの結論を導くことは,およそでき ない。

なお,確定事件記録の検討結果についての詳細な分析は,別紙2に記載のとおりである。

ウ また,法務省取りまとめは,「取調べの一部の録音・録画であっても, 録音・録画が被疑者の供述等に一定の影響を与えることは否定できない ものと考えられた」などとしている(48頁)。

しかし、法務省取りまとめのいう「一定の影響」の内容は、そのほとんどが「緊張していた」、「カメラを意識していた」、「言葉を選んで話すようになった」、「言葉遣いが変わった」、「口が重くなった」というにとどまっている。

中には、「従前と比較して刑事責任の軽い内容を供述した」、「供述が曖昧になった」という事例も存在するが、このような事例は全体の2.6パーセントに過ぎない(取調べに関する国内調査結果報告書31頁、32頁)。しかも、録画上の供述の方がより事実を正しく反映しているのかもしれないのであり、そうとすれば、そもそも誤導の調書を作っていたことになる。そのような真偽を確認できないことこそが、問題である。上記調査結果からすれば、取調べの全過程の録画によって取調べの機能が損なわれるという懸念は、抽象的な危惧感の域を出ないことがむしろ明らかである。

諸外国との比較

ア 取調べの位置付け

法務省取りまとめは、取調べの録画制度を導入している諸外国においては、「取調べの捜査手法としての重要性が我が国に比して著しく低いなど、刑事手続全体における取調べの機能、役割が異なる」として、我が国と諸外国の制度を単純に比較することはできないとする(49頁)。

しかし,アメリカ合衆国において取調べの可視化を導入している州の うちの多くの州(海外調査報告書6頁),イギリス(海外調査報告書3 6頁),フランス(海外調査報告書58頁),イタリア(海外調査報告書92頁),オランダ(海外調査報告書103頁),オーストラリア(海外調査報告書116頁),韓国(海外調査報告書128頁),香港(海外調査報告書144頁),台湾(海外調査報告書150頁)では,いずれも,えん罪防止や自白の証拠能力を巡る公判審理の合理化を目的として取調べの録画制度が導入されており,我が国と同様の状況が存在していたことがうかがわれる。すなわち,海外においても,取調べの可視化が導入される以前は,不適切な取調べによる虚偽自白が問題となっており,自白の証拠能力を巡る争いも頻繁に生じていたのである。

この点に鑑みれば、既に取調べの録画を実施している諸外国においても、以前は、自白の獲得を目的とした取調べが実施されていたものの、このような取調べがもたらす弊害を克服すべく取調べの録画に踏み切ったものと考えられる。取調べが内包するえん罪の危険性を排除するために取調べの可視化を導入することは、英米法系諸国、大陸法系諸国、アジア諸国などの法文化の違いを超えた普遍的な潮流であることは明らかである。「近代化」、「現代化」の必然といえよう。

上述のように、我が国においては、これらの諸国よりも取調べの比重が高く、長時間にわたる濃密な取調べが行われるというのであるから、えん罪を生む危険性は諸外国の取調べと比較しても高いといえ、取調べの可視化の必要性もまた、高いものといえる。このような観点からは、取調べの比重の高い我が国においてこそ、徹底した可視化、すなわち、取調べの全過程の録画が実現されなければならない。

ちなみに,上記諸外国にあっては,取調べへの弁護人立会いは,制度 として自明のこととされている。このことにも着目しなければならない。

イ 韓国の制度について

法務省取りまとめは、「捜査における取調べの位置付けにおいて我が国に比較的近いのではないかと考えられる韓国においては、例外的な場合を除き、取調べの全過程の録音・録画は行われていない」とする(49頁)。

確かに、現在、韓国においては取調べの全過程の録画は実施されていない。

しかし,韓国の取調べの録画制度は2007年の刑事訴訟法改正によって導入された制度であるところ,現在においても制度の見直しが進められている発展途上の制度であり,現在,供述者に録画の請求権を認め

る方向での改正が検討されているなど,なお流動的な状況にあることに 留意する必要がある。

また,韓国においては,大法院が,供述調書の実質的真正(供述人の 供述内容と供述調書の内容が同一であること)の立証がなければ証拠能 力は認められないとしているところ(海外調査報告書128頁),実務 上,供述調書の実質的真正を立証するには録画記録によって立証する外 ないと考えられている。すなわち,上記大法院判決の存在によって,供 述調書を公判において利用するためには,当該供述調書に記載される供 述を得た取調べの全部を録画しなければならないのであり,事実上,捜 査機関に対して一定範囲の取調べの録画を義務付けるのと同様の結果と なっているのである。法務省取りまとめには,あたかも,韓国において は,録画を実施するかしないかは捜査官の完全な自由裁量に委ねられて いるかのような記載がなされているが,この点は,韓国の実情を正確に 反映したものではないというべきであろう。

録画記録の開示について

法務省取りまとめは、被疑者が自身の供述が録画されていると自白をためらう可能性がある事例や、被疑者の供述内容が公開されることによって事件関係者の名誉に重大な影響を及ぼす事例が存在するとして、全過程の録画は現実的ではないとしている(48頁)。

しかし,これらの問題については,真に必要と認められる事案においては,公判での記録の再生を控えたりすることによって対応が可能である。

この点につき法務省取りまとめは,「将来証拠開示や録音・録画媒体の再生が制限されるかどうかを取調べ時に的確に見通すことができるものではない」,組織犯罪においては弁護人への証拠開示は不可避であるから,被疑者としては,弁護人を通じて組織や上位者に供述内容が伝わることを懸念せざるを得ない,として,証拠開示の制限や再生の制限は有効な解決策ではないとする。

しかし、録画媒体の取調べ請求の要否については検察官が第一次的な判断権を有しており、捜査機関こそが、公判における取調べの見込みについて正確な判断をし得るはずである。検察官において真に保護すべき秘密が存在すると考えた場合は、違法不当な取調べを行わない限り、当該取調べの録画記録が公開再生される可能性は極めて低いと考えてよい。

組織犯罪における懸念については,本来,捜査機関が責任を持って供述者の身の安全を保証すべき筋合いであって,この問題を取調べの可視化と

関連させること自体が適切ではないと考えられる。捜査機関は、従来、組織の関与を認める供述を得た場合には調書の作成を控えたり、場合によっては供述調書の作成日付について虚偽の記載をしたりして対応をしてきたようであるが、そのような行為は虚偽公文書作成罪を犯すものともいうべきであって、このような手法は到底許されるものではない。犯罪行為によって供述人を保護する運用を続けるべきであるなどという立論は、前提を誤っていることが明らかである。

小括

以上から,我が国の取調べが長時間にわたる説得・追及を伴うものであり,事件の真相を解明する上で重要な機能を有していることは,取調べの 全過程の録画に反対する理由には全くならない。

仮に,今後も,我が国の取調べが上述のような重要な機能を担い続けるのであればなおのこと,えん罪の発生を防止し取調べの適正を確保することによって,取調べに対する国民の信頼を確保する必要がある。取調べが重要であればあるほど,全過程の録画の必要性は高まる関係にあるというべきである。

(5) まとめ

以上から,取調べの録画制度を構築するに当たっては,録画の対象となる 事件における取調べの全過程を録画すべきである。全過程の録画は,法務省 取りまとめが提示する録画の目的に照らし,当然の帰結というべきである。

第5 「録音・録画の対象とするのが相当でない場合」について

1 総論

法務省取りまとめは、被疑者が録画を拒否した場合や通訳人の協力が得られない場合、録音・録画機器に故障が生じた場合や、組織犯罪・性犯罪などの事件類型においては、録画義務の対象とすべきではないとする(51頁)。

しかし,法務省取りまとめにおいて列挙されている例は,余りにも広範である。

2 録画の対象とするのが相当でない場合について

法務省取りまとめのうち,通訳人の協力が得られない場合については上述のとおりであり,通訳人の画像や音声について変換処理を施すなどして通訳人を保護することは技術的にさほど難しくはないと考えられる。また,機材の故障の場合にも,まずは他の機材の利用を検討すべきであろう。

そして,被疑者が録画を拒否した場合であっても,録画の趣旨を説明し,被

疑者の理解を求めるべきである。取調べの適正性の確保・任意性に関する審理の合理化という取調べの可視化の目的に照らせば、適正な取調べが行われ、被疑者が真実を供述していれば、録画記録が公判において取り調べられることは想定できないのであり、この点を正確に説明すれば、被疑者の理解を得ることは決して困難ではないと思われる。この点については、録画記録の公判での使用を取調べ状況の立証に限定することとすれば、被疑者の理解を得ることは更に容易になると思われる。

3 事件類型による録画の例外の当否について

取調べの可視化の目的に照らせば,組織犯罪や性犯罪などの事件類型によって一律に録画を行わないとする考え方は,余りにも広範な例外を設けることにつながり,相当ではないと考えられる。

この問題は,あくまでも,公判における再生を制限することを基本にして, 対応していくべきものである。

第6 「証拠能力との関係」について

取調べの録画と供述調書の証拠能力との関係については,取調べの録画を制度化し,原則として全過程の録画を義務付けるべきとする観点からは,その実効性を確保するため,少なくとも,録画がなされていない取調べにおいて作成された供述調書については,取調室外での供述であるとか録画の機材が故障し,他の機材を準備することができなかったなどのやむを得ない事由がない限り,証拠能力がないことが推定されるといった規定を設けなければ「制度化」の意味がないというべきである。

第7 制度論

法務省取りまとめは、具体的な制度設計の例として、

「いずれかの機会の取調べについてその全過程の録音・録画を行うこと」,

「弁解録取手続を含め,身柄拘束後の節目節目の取調べについては,必ずその全過程の録音・録画を行うこと」,

「原則として全過程の録音・録画を行うこととしながらも適切な例外を設けること」

などを挙げている(54頁)。

しかし, も も,取調官の「裁量」に委ねる仕組みでしかないと思われる。そ のような「裁量」論では「制度」化の意味は全くない。運用で行えば足りる話 だからである。

これらの例示の中では、「原則として全過程の録音・録画を行うこととしながらも適切な例外を設ける」という方向性以外、ないものと考えられる。そして、「制度」である以上、前節のとおり証拠能力とのリンクは不可欠である。また、録画の拒否は許すが録音の拒否は許さないとする制度や、録画の拒否につき弁護人の同意を要するとするなどその真意を担保する制度とすることなども検討の余地があろう。

第8 結語

法務省取りまとめを踏まえた,取調べの録画制度に関する当連合会の意見は, 以下のとおりである。

取調べの録画は、公判における任意性の審理を合理化するとともに、えん罪の防止・取調べの適正化を目指すものである。このような観点からは、最終的には全ての事件における取調べを録画すべきであるが、制度の円滑な導入の観点から、さしあたり、 裁判員裁判対象事件、 知的能力等に起因する一定の事情が認められる被疑者の事件、 少年事件、 要通訳事件、 検察官の独自捜査事件、 被疑者又は弁護人が録画を請求した事件において、早急に実施すべきである。

また,実施に際しては,原則として,身体拘束前の取調べを含む取調べの全過程が録画されなければならない。

取調べの全過程の録画,すなわち取調べの可視化は,えん罪の防止及び取調べの適正化に資するのみならず,国民の捜査機関に対する信頼を回復し,今後も取調べによる真相追及を続けていく上でも必要不可欠の制度であると考えられる。

【別紙1】 裁判員裁判における検察庁・警察庁による 被疑者取調べの一部録画に関する調査結果

第1 調査方法

2010年7月,当連合会の全会員に対して裁判員裁判における被疑者取調べの一部録画事例に関する第一次アンケート調査票を送付し,合計280件の回答を得た(以下,この調査を「一次アンケート」という。)。

更に,同年10月から,一次アンケートに対して公判で一部録画DVDが取り調べられた,あるいは取り調べられる可能性があると回答した会員17名に対して追加アンケートを送付し,14名から回答を得た(以下,この調査を「追加アンケート」という。)。

第2 アンケートの設問及び回答

1 一次アンケート

問1 担当された事件につき,以下の事項を御記入ください。

(1) 罪名

複数回答あり。

また,覚せい剤取締法違反等の裁判員裁判対象事件と対象外の事件が 含まれる罪名については,他の裁判員裁判対象事件と併記されていない もののみを計上した。

殺人・同未遂7強盗傷人・強盗致傷7現住建造物等放火・同未遂3強姦致傷1強制わいせつ致傷1傷害致死1覚せい剤取締法違反1
現住建造物等放火・同未遂 3 強姦致傷 1 強制わいせつ致傷 1 傷害致死 1 覚せい剤取締法違反 1
強姦致傷1強制わいせつ致傷1傷害致死1覚せい剤取締法違反1
強制わいせつ致傷1傷害致死1覚せい剤取締法違反1
傷害致死 1 覚せい剤取締法違反 1
覚せい剤取締法違反 1
強盗殺人・同未遂
強盗強姦・同未遂
通貨偽造・偽造通貨行使
集団強姦致傷
保護責任者遺棄致死
銃砲刀剣類所持等取締法違反
強盗致死

非現住建造物等放火	1
麻薬取締法違反	1
危険運転致死	1
その他	1
合計	282

- (2) 起訴年月(回答結果省略)
- (3) 裁判員裁判期日(回答結果省略)
- (4) 共犯者の有無(回答結果省略)
- (5) 管轄検察庁

支部を含む。

48
36
23
20
14
13
11
10
9
9
8
8
7
/
6
6
6
6 5 5
6 5 5
6 5 5 5 4
6 5 5 5 4 4 3
6 5 5 5 4 4
6 5 5 5 4 4 3

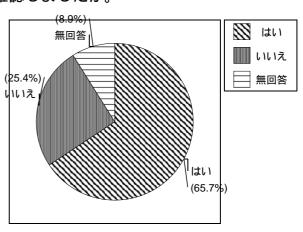
松江	2
前橋	2
福島	2
長野	2
さいたま	2
山形	1
松山	1
福井	1
函館	1
鳥取	1
高松	1
熊本	1
岐阜	1
無回答	2
合計	280

(6) 管轄警察署(回答結果省略)

問2 取調べの録画に関して御回答ください。

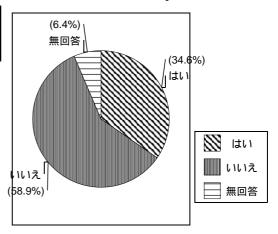
(1) 取調べを録画されたか被疑者に確認しましたか。

はい	いいえ	無回答	合計
184	71	25	280



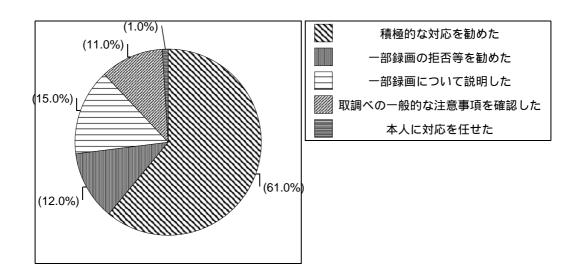
(2) 録画について被疑者に何らかのアドバイスをしましたか。

はい	いいえ	無回答	合計
97	165	18	280



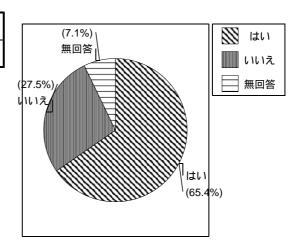
(アドバイスをした場合)アドバイスの内容について教えてください。 複数回答可

12 M L L L	
積極的な対応を勧めた	61
自分の言い分をしっかり主張する(50)	
取調べ状況に問題があったことを訴える(11)	
一部録画の拒否等を勧めた	12
全部録画以外は拒否する(6)	
黙秘する(6)	
一部録画について説明した	15
録画記録も証拠となる旨説明した(3)	
一部録画は拒否することができる旨説明した(3)	
録画の意義について説明した(2)	
一部録画の具体的内容について説明した(2)	
一部録画を想定したシミュレーション等を行った(2)	
録画を拒否する旨の上申書を作成しないよう注意した	
(1)	
都合のよい供述だけを録画されないよう注意した(1)	
録画について分からない点が有れば取調官に質問するよ	
う注意した (1)	
取調べの一般的な注意事項を確認した	11
慎重・正確に供述する(8)	
黙秘権について説明した(2)	
誘導尋問について注意を促した(1)	
本人に対応を任せた	1



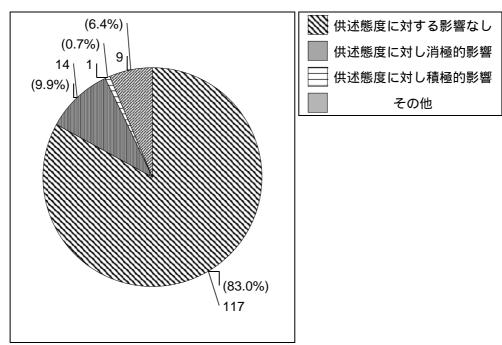
(3) 取調べの録画はなされましたか。

はい	いいえ	無回答	合計
183	77	20	280



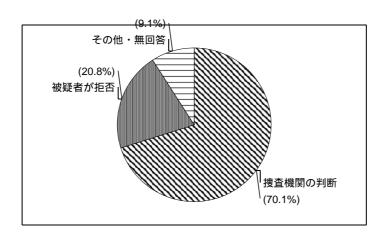
(録画がなされた場合)被疑者は録画についてどのように感じているように見受けられましたか。

被疑者の供述態度に対する影響なし	117
気にしていなかった・抵抗感なし(109)	
無関心(3)	
自分の言い分をしっかり話せていた(2)	
検察官に迎合していた(2)	
諦めきった状態(1)	
被疑者の供述態度を消極的にさせる影響あり	14
乗り気ではなかった (5)	
緊張していた(3)	



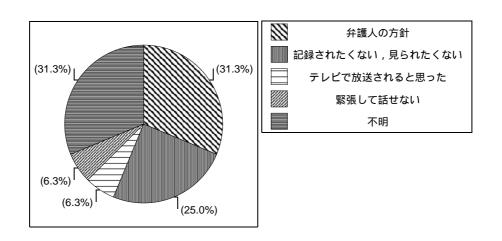
(4) (3)で選択肢「いいえ」を選んだ方にのみお聞きします。録画がなされ なかった理由で該当するものを選んでください。

捜査機関の判断	被疑者が拒否	その他・無回答	合計
54	16	7	77



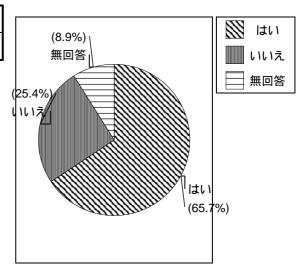
選択肢1(録画がなされようとしたが、被疑者が拒否したためなされなかった)を選んだ方にのみお聞きします。録画拒否の理由について、被疑者はどのように説明しましたか(録画拒否が弁護人の勧めによる場合は、その理由をお書きください)。

弁護人の方針	5
取調べを受けている姿を記録されたくない,見られたくない	4
テレビで放送されると思った	1
録画されると緊張して話せない	1
不明	5
合計	16



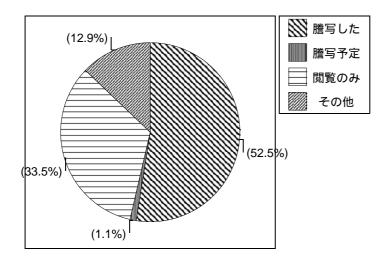
- 問3 公判前整理手続段階の証拠開示に関して御回答ください。
- (1) 取調べの録画DVDについて証拠開示請求しましたか。

はい	いいえ	無回答	合計
184	71	25	280



(2) (録画がなされた場合) D V D の謄写について該当するものを選んでください。

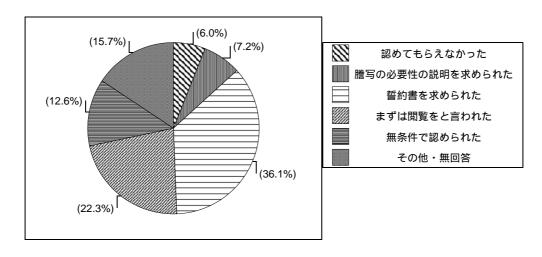
謄写した	謄写する予定である	閲覧のみ行った	その他	合計
94	2	60	23	179



(3) (録画がなされた場合) D V D の謄写に際し,検察官の対応に問題がありましたか。あてはまるものにすべて をつけてください。

謄写を認めてもらえなかった	10
別途書面で謄写の必要性を明らかにするよう求められた	12

誓約書の差入を求められた	60
まずは閲覧をと言われた / いったん謄写を拒否された	37
無条件ですぐに謄写を認められた	21
その他・無回答	26
合計	166

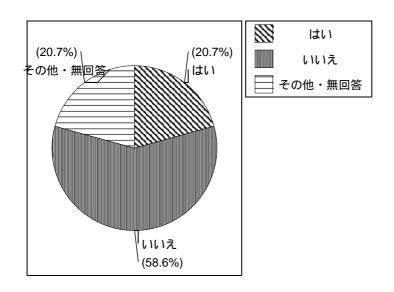


「その他」の回答内容

開示の条件(4条件)を告知する文書が一方的に送付された	11
閲覧が原則であると言われた	2
公判前整理手続調書で,他に使用しない等の条件がとられた	2
4条件を付記した受領書を作成した	2
謄写条件の確認書を作成した	2
「供述録取書等」として開示請求をしたところ,DVDも開示さ	1
れた	
公判終了後の返却を約束した	1

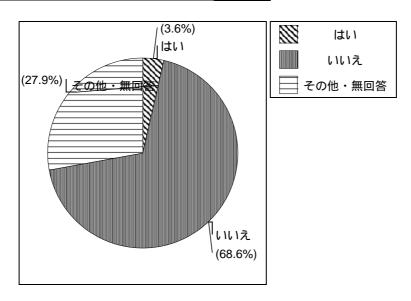
- 問4 公判段階での被疑者の供述調書やDVDにつき御回答ください。
- (1) 公判で供述調書の任意性・信用性が争われましたか。

はい	いいえ	その他・無回答	合計
58	164	58	280



(2) 公判でDVDは取り調べられましたか。

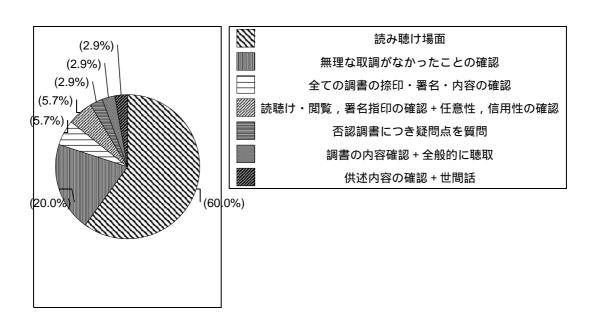
はい	いいえ	その他・無回答	合計
10	192	78	280



- 問5 その他特記事項や取調べのDVDを見ての感想,お気付きの点や疑問点, 問題点等がありましたら御記入ください。
 - 一部録画DVDに記録されていた場面に関する記載

最後の取調べの読み聴け以降の場面のみ	
無理な取調べがなかったことの確認	7
それまでに作成された全ての調書の捺印・署名・内容の確認	2

調書の読み聴け・閲覧 , 署名指印の状況の確認の後 , 問答形式で自	2
白の任意性,信用性を確認	
否認調書の確認がなされた。検察官が疑問点を被疑者に問いかけ、	1
被疑者がそれに答えるという形で進められた。	
調書の内容を確認した後,被疑者から事件につき全般的に聴取	1
これまでの供述内容を最終的に確認した後,簡単な世間話をした	1
合計	35



一部録画全般に関する記載

実際の取調べ状況が記録されていない一部録画は無意味である。	22
誘導尋問が多用されていた。被疑者は「はい」しか言っていなか	15
った。	
録画時の取調官の態度がいつもより穏やかだった	4
録画前にリハーサルが行われていた。あるいは行われた可能性が	4
ある。	
通訳事件において,通訳人の能力が低いために被疑者が戸惑った	2
り,誤解に基づく供述をしている様子が録画されていた	
責任能力が争点となる事件において,取調時の被疑者の様子が録	2
画されていた	
被疑者は当初は署名指印を拒否していたが,取調官に押し切ら	1
れ,署名指印をしていた	

録画の際に,調書の誤り等を述べるべきところをはい,はいと素	1
通りしてしまっている。DVD録画をする際には,調書で誤って	
いる箇所を訂正させるよう強く助言すべきである。	
本人が字を読み書きするのが苦手であるため,検察官が書面を読	1
むスピードに追いついていない様子が見受けられた(検察官はそ	
の点に一応配慮し , 「今読んでいるのはここ」等とフォローして	
いた。)。	
一部録画に際して,弁護人のアドバイスを忠実に履行してくれた	1
が,反面,一部ケアできなかった部分で,不適当な調書をつくら	
せてしまった。アドバイスは,やる以上は徹底してすべきである	
と反省した。	
被疑者の供述調書のうち、検察官の立証に有利な部分だけがつな	1
ぎ合わされて確認がされていた。	

2 追加アンケート

問6 担当された事件につき,以下の事項を御記入ください。

(1) 罪名

複数回答あり。また,覚せい剤取締法違反等の裁判員裁判対象事件と対象外の事件が含まれる罪名については,他の裁判員裁判対象事件と併記されていないもののみを計上した。

殺人・同未遂	6
強盗傷人・強盗致傷	2
強制わいせつ致傷	2
強盗殺人	1
現住建造物等放火	1
非現住建造物等放火	1
強姦致傷	1
強盗致死	1

- (2) 起訴年月(回答結果省略)
- (3) 裁判員裁判期日(回答結果省略)
- (4) 共犯者の有無(回答結果省略)
- (5) 管轄検察庁

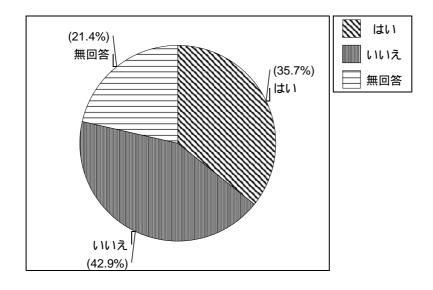
東京	5
名古屋	3
大阪	2
松江	1
千葉	1
長崎	1
横浜	1

(6) 管轄警察署(回答結果省略)

問7 公判段階での被疑者の供述調書やDVDにつき御回答ください。

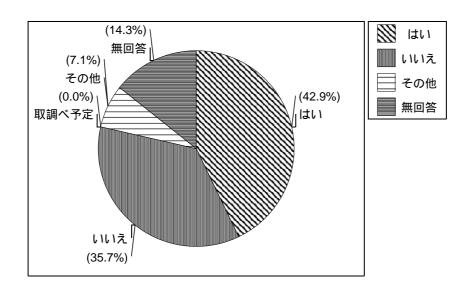
(1) 公判で供述調書の任意性・信用性が争われましたか。

はい	いいえ	無回答	合計
5	6	3	14



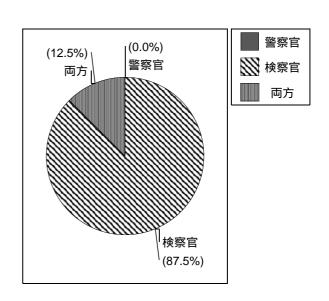
(2) 公判でDVDは取り調べられましたか。

はい	いいえ	取調べ予定	その他	無回答	合計
6	5	0	1	2	14



(3) 取り調べられた,又は取調べ予定のDVDは,警察官の取調べを録画したものですか,検察官の取調べを録画したものですか。

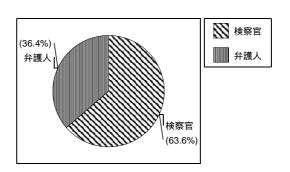
警察官	検察官	両方	合計
0	7	1	8



質問事項(2)との対応関係は,8件中,「DVDが取り調べられた」旨の回答から6件,「DVDが取り調べられなかった」旨の回答から1件(公判前整理手続において取調べ予定であったDVDの取調べ請求が公判期日において撤回されたため),「無回答」から1件である。

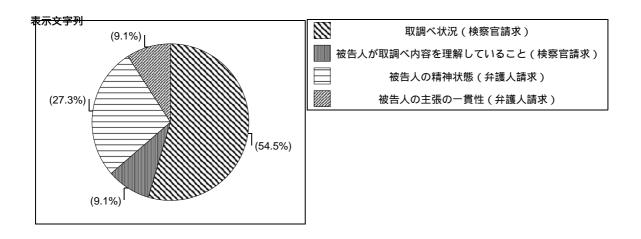
(4) DVDの取調べを請求したのは,検察官・弁護人のどちらですか。 最終的に取調べがなされなかった事例を含む。

検察官	弁護人	合計
7	4	11



(5) DVDは,どのような立証趣旨で取調べ請求がされましたか。

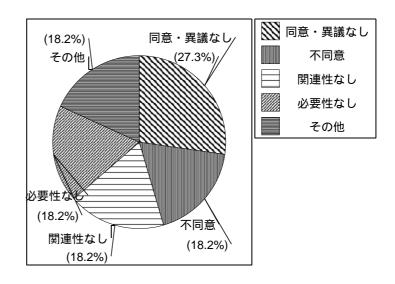
取調べ状況(検察官請求,調書の任意性・信用性が争われた事案)	6
認知症の疑いのある被告人が取調べ内容を理解していること(検察	1
官請求,調書の任意性が争われた事案)	
被告人の精神状態(弁護人請求,責任能力が争点となった事案)	3
被告人の主張の一貫性(弁護人請求,ナイフの刺さり方が争われた	1
事案)	
合計	11



(6) DVDの取調べ請求に対し、どのような証拠意見が述べられましたか。

複数回答可

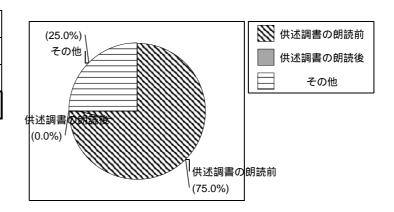
同意・異議なし	3
不同意	2
関連性なし	2
必要性なし	2
その他	2
合計	11



「その他」の内容

- ・異議あり
- ・取調べに際しては,画面が傍聴席から見えないようにするとともに音声が 傍聴席になるべく聞こえないよう音声を小さくしてほしい
- (7) DVDは,どの段階で再生されましたか。

供述調書の朗読前	6
供述調書の朗読後	0
その他	2
合計	8



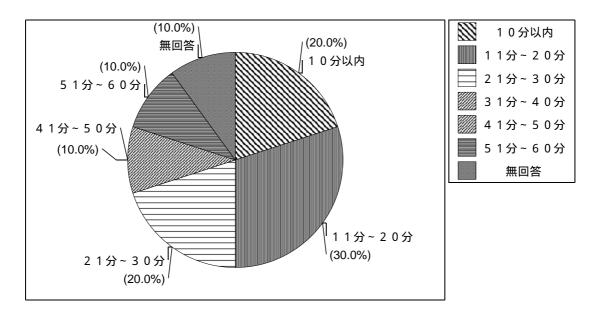
「その他」の内容

- ・被告人質問前(供述調書は撤回されたために取り調べられなかった。)
- ・最終的にDVDの取調べが行われなかった。
- (8) DVDの再生時間を御回答ください。

DVD1枚当たりの再生時間。複数のDVDが再生された事例がある。

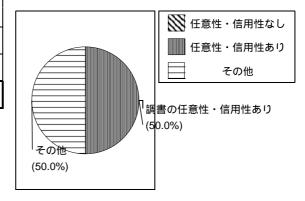
10分以内	2
-------	---

11分~20分	3
2 1分~30分	2
3 1分~40分	0
4 1分~50分	1
5 1分~60分	1
無回答	1
合計	10



(9) DVDが取り調べられた争点に関し,裁判所は,どのような判断をしましたか。

調書の任意性・信用性なし	0
調書の任意性・信用性あり	4
その他	4
合計	8

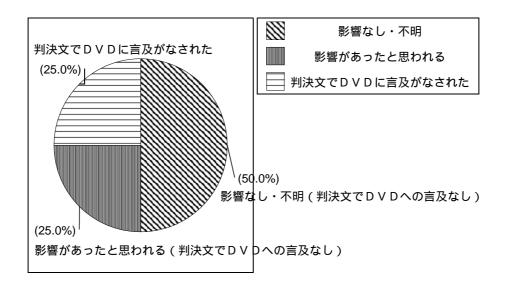


「その他」の内容

- ・判断なし
- ・心神耗弱(弁護人の心神喪失の主張を排斥)
- ・判決未了

(10) DVDは,判決にどのような影響を与えましたか。

影響なし・不明 (判決文でDVDへの言及なし)		
影響があったと思われる(判決文でDVDへの言及なし)	2	
判決文でDVDに言及がなされた	2	
合計	8	



「影響があったと思われる」の回答内容

- ・自白直後の取調べの最後の部分のみが録画されており、強い影響があったと思われる。実際は、被告人が犯行状況を知らないのではないかと思わせるような不自然な供述経過があったが、その部分が録画されていなかった。
- ・「取調べで認めていた」という心証につながったのではないかと思われる。

「判決でDVDに言及された」の回答内容

- ・「被告人については記憶力の低下がうかがえるものの,検察官がきっかけを与えると記憶を喚起しており自身の供述内容を理解している」旨が 判決に記載されていた。
- ・「DVDをみても心神喪失とは認められない」と判決に記載された 以下のとおり,報道がなされた裁判員の感想について言及した回答があった。
 - ・DVDより被告人質問の方が参考になったという裁判員の意見が報道

された。

- ・取調べの最初の様子を確認したかった,全面可視化が必要という裁判 員の意見が報道された。
- ・「打合せをした上での録画」,「取調べの真実とは思えない」などの 理由で証拠として役に立たなかったとの裁判員の意見が報道された。
- (11) どのようなことでも結構ですので,一部録画 D V D についての御感想・御 意見等を御記入ください。

現在の一部録画は取調べの録画とはいえない		
長時間の取調べの結果、被疑者が抵抗する気力を失った状態で録画を		
しており,意味がない		
録画されていないときと録画されているときで取調官の態度が違って	1	
いると思われる。全面録画が必要である。		
被告人から,録画前に検察官から供述内容についてアドバイスを受け	1	
たと聞かされていたため,公判では,検察官に対する尋問でリハーサ		
ルの有無を追及した。		

【別紙2】

法務省「取調べに関する国内調査結果報告書」の「第6 確定事件記録の検討」(本文39頁~40頁及び別添資料 1「事例集」)に関する意見

第1 はじめに

- 1 確定事件記録に関する調査結果の概要
 - (1) 「取調べに関する国内調査結果報告書」(以下「国内報告書」という。)の「第6 確定事件の検討」は,2009年(平成21年)1月5日から同年6月30日までの間に確定した777件を含む,計956件の事件を対象として,その確定事件記録を調査した結果をまとめたものである。

すなわち,上記調査結果は,956件の事件を,

自白がなければ起訴できなかった等,自白が有用と考えられる事例(以下「自白有用事例」という。)。

取調べの録音・録画が有用であると考えられる事例(以下「録画有用事例」という。)。

取調べの録音・録画が取調べに影響を与えると考えられる事例 以下「影響事例」という。)。

- の3つに分類している。
- (2) そして「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」以下「法務省取りまとめ」という)は、上記 ~ の事例を基に、以下のような見解を述べている。

自白有用事例について

法務省取りまとめは,自白有用事例の存在を根拠として,

- ア 「我が国の捜査・公判実務では、被疑者の取調べが、事案の真相を解明するための極めて有効かつ重要な捜査手法として機能しているものと考えられた」(19頁)、
- イ 「我が国の捜査・公判実務においては、被疑者の取調べが、単に弁解を聴取するにとどまらず、被疑者から真実の供述を得ることにより、事案の真相を解明するための最も有効かつ重要な捜査手法として機能していることが確認された」(47頁)、

などと述べている。

録画有用事例について

法務省取りまとめは、録画有用事例について触れてはいるものの、単に 事例の存在を指摘するにとどまっている(19頁)。

影響事例について

法務省取りまとめは,影響事例の存在などを根拠として,

- ア 「取調べの録音・録画を行っていれば,被疑者から自白を得ることはできなかった可能性があると考えられる事例が相当数認められ」る(4 8頁),
- イ 「我が国の取調べにおいては,供述調書の作成を前提としない被疑者からの聴取が頻繁に行われており,証拠収集上,重要な役割を果たしているものと認められ,取調べの全過程の録音・録画を導入するため,これらの捜査手法を不要なものとして一概に否定してしまうことは,現在の捜査実務からすると現実的でないものと考えられた」(48頁),
- ウ 「可視化によって取調べの機能が少なくとも一定程度損なわれるおそれが大きいことは,今般の国内調査結果により相当程度裏付けられている」(49頁),
- エ 「確定事件記録の検討結果等からは,組織的犯罪に係る取調べについては,録音・録画を行う範囲によっては被疑者の供述等に大きな影響を及ぼしやすく,また,性犯罪に係る取調べについても,録音・録画を行う範囲によっては被害者の名誉・プライバシー等に影響が及びやすいものと考えられた」(52頁),

などと述べている。

2 調査結果の問題点(概要)

以下,問題点の概要を述べる(第2以下で,事例毎に問題点の総論を述べた上で,個々の事例の調査結果に対する問題点を述べることとする。)。

(1) 自白有用事例について

自白以外に事件と被疑者とを結びつける証拠がない事案こそ,可視化が 不可欠であること

国内報告書及び法務省取りまとめは,自白の有用性を強調している。他方で,その自白の信用性の存在には全く疑念を抱いていない。しかし,自白以外に事件と被疑者とを結びつける証拠がない事案こそ,自白の信用性判断が慎重に行われるべきことは明らかである。そのためには,可視化によって供述過程を客観的に明らかにすることが不可欠といわなければならない。

可視化を行っていれば自白が得られなかったのかは全く明らかでないこ

لح

国内報告書及び法務省取りまとめは,自白の有用性を強調することによって,可視化を行っていれば自白が得られなくなってしまう危険性を印象付けようとしているかのようである。しかし,調査対象事例において,可視化を行っていれば自白が得られなかったのかは,実は全く明らかではない。そのことは,およそ実証されていないのである。

(2) 録画有用事例について

法務省取りまとめは,可視化が取調べの適正確保にも資すること自体は認めている(40頁)。しかしながら,録画有用事例の中には,録音・録画によって取調べの適正が確保されたと考えられる事例は一例も挙げられていない。そのことによって,虚偽自白が防止できた蓋然性も全く調査されていない。

また,知的障がい者等に対する取調べの問題点についても,「この点については事件記録から十分な資料を得ることは困難であった」としか述べていない(21頁)。しかし,知的障がいを持った男性が2004年に宇都宮市で起こった強盗事件で起訴され無罪判決が確定している事例など検討可能な事例が無かったはずはなく(確定の時期を問わず,参考となる事件を調査することとされており,1990年確定の事件も調査対象に含まれている),明らかに調査不足といわなければならない。

(3) 影響事例について

調書化されない供述について

「取りまとめ」は、確定記録の検討において、調書化を見合わせたケースがあることを強調している。しかし、そもそも、ありのままの供述を保存しないという発想自体、隠ぺいを前提とするものになりかねず、正しいとはいえない。被疑者の供述を最終的に公判において証拠として使用しない事例(例えば捜査の端緒にとどまる事例)では、捜査機関にとって、その供述の任意性の立証をするという必要性は生じないので、その意味では、取調べの可視化記録を公判で再生することも必要なくなる筋合いである。

もとより、調書化しなくとも、供述は取調官証言によって証拠とされ得る法制であるところ(法324条)、今日まで、このようなケースでの取調官証言による公判顕出ケースが見当たらないのは、そのような必要性がないからだとみてよい。この理は、可視化の有無によって変わるものではない。なお、開示及び公開手続については、次ののとおりである。

録音・録画が全て公開されるという前提が誤りであること

プライバシー侵害が問題となっている事案については,録音・録画媒体 が直ちに公開されるかのような前提が誤っている。

録音・録画媒体の開示手続については,現行316条の15及び316 条の20によって,このようなケースは十分プロテクトされているはずで ある。また,公判での再生においても傍聴席には映像が見えないといった 運用が既になされており,この意味でもプロテクトがなされる。したがっ て,この問題は,可視化を行わない理由とはならない。

第2 自白有用事例に関する調査結果の問題点

1 問題点の総論

(1) 裏付け証拠のない自白の信用性に疑念を抱いていないこと

法務省取りまとめは,自白以外に事件と被疑者とを結びつける証拠がなかったことを強調する。その一方で,既に述べたとおり,自白の信用性の存否自体には全く疑念を抱いていないかのような記載になっている。

しかし,国内報告書の記載を見る限り,自白にいわゆる秘密の暴露が含まれている事例は少数であり,大多数の事例では,自白を裏付ける決定的な証拠が存在しないようである。

この点について,取りまとめは,確定記録で自白の信用性が認められたことから,自白の信用性が認められることを前提に意見を述べることに疑念を抱かなかったように見受けられる。

しかし,取調べの可視化が行われていない以上,供述過程の全てが客観的に明らかになっているわけではない。それゆえ,裁判所が自白の信用性を認めたとしても,それが誤っていることは十分あり得る。これは,いくつものえん罪事件の存在が立証していることである。

自白以外に事件と被疑者とを結びつける証拠がないという事案こそ,自白の信用性判断は慎重に行われるべきである。そのためには,可視化によって供述過程を客観的に明らかにすることが必要不可欠なのである。

(2) 可視化による影響の有無は判断できないこと

法務省取りまとめは,自白有用事例における自白の有用性を強調することによって,可視化がされた場合に自白が得られなくなってしまう危険性を印象づけようとしている。

しかし,報告書に挙げられている自白有用事例は,いずれについても,「自 白」するに至った具体的な経過が全く明らかではない。

すなわち, 当該供述を獲得するためにどのような説得・追及が行われたの

か,その結果,供述がどのように変化したのか等が全く明らかではないので ある。

したがって、可視化の有無による影響の判断はできない。

- 2 個々の事例についての調査結果の問題点
 - (1) 「被疑者の自白がなければ起訴できなかったと考えられる事例」について 「被疑者の自白がなければ犯罪の存在自体を認定できなかったと考えられる事例」について
 - ア 事例1-1について

共犯者Aの自白は、Bの公判でも証拠になっているとしか考えられない。最終的には、Aは自分の自白が組織に発覚することを了承したものと認められる。したがって、組織犯罪(暴力団関係)であることを考慮しても、可視化をしていれば自白を得ることが難しかったとはいえまい。また、Cの死体が発見されたとしても、Bの関与を認める証拠がAの自白以外は存在しなかったのであれば、Aによるいわゆる引っ張り込みの危険性がある事案である。Aの供述経過を全て明らかにするため、可視化の必要性は極めて高かったといえる。

イ 事例1-2について

「Aの関与が疑われたが,これを裏付ける証拠は一切なかった」となっているが,具体的な証拠関係が明らかではなく,また,Aが自白するに至った経過も明らかではない。それゆえ,可視化の有無による影響は判断できない。

ウ 事例1-3について

自白を裏付ける証拠の有無が明らかではない。このケースでは,虚偽 自白の可能性を排除できないというべきである。このような事例こそ, 自白の任意性・信用性を担保するために可視化が必要である。

エ 事例1-4について

事例1-3と同様,このような自白を裏付ける証拠がない事案でこそ,可視化が必要である。

オ 事例1-5について

Aらを疑うきっかけ(捜査の端緒)が何であったのかが明らかにされていない。

もし,捜査の端緒が客観的な裏付けのない関係者の供述であったのであれば,捜査機関はえん罪を防ぐために,慎重な捜査を行うべきであり, その一環として可視化が不可欠である。

カ 事例1-6について

Aが別件を自白するに至った経緯が明らかではない。もし, Aが進んで別件を自白していたのであれば,可視化の有無による影響は認められないはずである。

「被疑者の自白がなければ犯人性を認定できなかったと考えられる事例」について

ア 事例1-7について

Aが本当に、「警察官の身上経歴に関する苦労話を聞くと共に、自分の生き方について諭されるなどしたことから、B女に申し訳ないことをしたと考えて」自白したのであれば、可視化の有無による影響は認められないはずである。

なお、警察官は、可視化していれば上記のような取調べはできなかったと主張するのかもしれない。しかし、可視化イコール直ちに法廷で録画記録媒体が全て再生される、という前提であれば明らかに誤っている。また、もともと、取調べ状況それ自体は、被疑者本人を通じて弁護人には伝わっているはずであり、仮に問題があれば、取調官は法廷で証言する際には上記のような取調べの内容についても質問があれば、ありのままを証言せざるを得ないはずなのであり、可視化の有無は関係ない筋合いである。

イ 事例1-8について

Aが自白した経緯が明らかではなく,可視化の有無による影響は判断できない。

ウ 事例1-9について

1件の犯行について,犯行場面を撮影したビデオが存在したのであれば,他の3件(余罪)の自白を得ることがそこまで困難ではあったとは考えにくい。実際,Aが当初否認していたなどとも記載されていない。可視化が影響したとはおよそ認められない。

(2) 「被疑者の自白がなければ当該罪名では起訴できなかったと考えられる事例」について

事例1-10について

そもそも、Aの自白を裏付ける証拠が存在しない事案である。殺害時の Bとのやりとりについては、Aの当初の供述内容も決して不合理とは言い 難いであろう。このような事案こそ、供述の全過程を明らかにし、全体を 検証すべきであり、そのためには可視化が必要不可欠というべきである。 また, A が強盗殺人の故意を認めるに至った経過が明らかではない。したがって,可視化の有無による影響は判断できない。

事例1-11について

Aが自白するに至った経過(当初否認していたか等)が明らかではなく,可視化の有無による影響は判断できない。

事例1-12について

事例1-11と同様である。

事例1-13について

報告書には「殺害についてB女の承諾を得た旨の弁解がなされた場合には,殺人罪で起訴することができず,承諾殺人罪での起訴にとどまった可能性がある」とされている。しかし,Aが上記のような弁解を当初していたとは記載されていない。そのような仮定の前提事実を基に,自白の有用性を議論することには違和感がある。実際,可視化の有無による影響は認められない。

(3) 被疑者の自白がなければ重要な情状事実を解明できなかったと考えられる 事例

事例1-14について

Aが死姦目的を認めるに至った経過が明らかではなく,可視化の有無による影響は判断できない。

(4)「共犯者等の自白がなければ被疑者を起訴できなかったと考えられる事例」 について

事例1-15について

B女がAの関与を認めた経過が明らかではなく,可視化の有無による影響は判断できない。

事例1-16について

Bが捜査段階でAから覚せい剤を入手したことを認めた経過が明らかではなく、可視化の有無による影響は判断できない。また、BがAの公判で供述を変遷させたのであれば、このような事案こそ可視化によって供述の全過程を客観的に明らかにする必要性が高い。関係者が傍聴する公判では本当のことを言わず、密室で本当のことを言う、公判で争う余地があるからこそ、捜査段階で本当のことを言う、との捜査官のヒアリング結果もあるが、いずれが本当なのかは、客観的に全く明らかではない。単に捜査官に都合のよい解釈がなされているにすぎないというべきである。

事例1-17について

Cの供述にはいわゆる引っ張り込みの危険性がある。このような事例こそ可視化によって供述の全過程を客観的に明らかにする必要性は高いはずである。また,「なお,粘り強く取調べを実施したところ」とあるが,その取調べが問題ないのであれば,可視化による影響などはないはずである。

事例1-18について

A及びBがC殺害の事実を認めながらも,死体の処理について虚偽供述をしていた理由がよく分からない。また,Aが,死体の処理について供述を変遷させるに至った経過も明らかではないので,可視化の有無による影響は判断できない。

事例1-19について

AがB女との共謀を認めるに至った経過が明らかではない。可視化の有無による影響を判断できるケースではない。また,Aが公判では供述を変遷させたのであれば,そのような事例こそ,可視化によって供述の全過程を客観的に明らかにする必要性は高いはずである。

事例1-20について

贈賄側のB, C及びDが金銭の授受を認めるに至った経過が明らかではないので,可視化の有無による影響は判断できない。また,Bらの自白(金銭の授受)を裏付ける証拠の有無も明らかではない。このような事例こそ,可視化が必要である。

第3 録画有用事例に関する調査結果の問題点

1 問題点の総論

(1) 違法不当な取調べの抑制という観点の欠如

調査の対象となっている事例は,取調べ自体に問題はなかったが,被疑者が供述を変遷させる等の問題点があったので,録音・録画が有用であったというものばかりである。

しかし,可視化の有用性のうち最も重要なものは,違法・不当な取調べの抑制にあり,虚偽自白の防止にあるというべきである。さらには,そのような取調べの実態を全面的に検証可能とするところにある。可視化がされていない現状でも,違法・不当な取調べ(による虚偽自白)の存在が明らかになった事例は多数存在する。

にもかかわらず,そのような事例に対する調査が全くされていない。そのような有用性については,既に自明のこととされたのかもしれないが,供述の最初期段階からの全過程録画の有用性を示すはずの調査・検討がなされて

いないことには疑問を抱かざるを得ない。

(2) 事例が少なすぎること

わずか5つしか事例が挙げられていない。可視化が有用な事例は,多数存在するはずである。他の可視化の弊害の根拠とされている類型の事例と比べると数が余りに少なすぎる。

2 個々の事例について

(1) 「録音・録画をしていれば,取調べ状況をめぐる争いを防止できたと考えられる事例」(事例2-1,2-2,2-3)について

いずれの事例も,確かに録音・録画をしていれば,自白の任意性・信用性 に関する争いは防止できたと思われる。

日本弁護士連合会としても,可視化が,弁護側にだけ有利なものではなく,ケースによっては捜査機関に有利に作用するケースがあることを認めている。可視化(=「全過程録画・録音」)は,価値中立的であり,これを,より公正,より適正,より正確な刑事司法を目指すものと位置づけているからである。

法務省が,可視化が捜査機関に有利に作用するケースがあることを認識し, これを表明したことは,遅きに失したとはいえ,相応に評価し得るであろう。 しかし,そうであれば,速やかに法改正を待たず積極的に可視化(全過程録 画・録音)を実施すべきである。

(2) 「録音・録画をしていれば,供述調書への署名・指印を拒否する被疑者の供述を証拠化できたと考えられる事例」(事例2-4)について

本事例において,録画・録音を行っていれば,署名・押印を拒否する態度までをも含め,録画された「自白」自体を実質証拠として使用することができるか否かについては,その証拠価値・意味について慎重な議論が必要であることから,可視化制度の導入段階にあっては,否定的に解すべきものであるう。

なお,被告人が犯行状況を詳細に述べていたとしても,不正確な供述調書を作成される危険性は常時存在する。それゆえ,調書への署名・指印拒否を助言することは弁護活動として正当なことは明らかである。

(3) 「録画・録音をしていれば、被疑者が弁解を不合理に変遷させていることを明らかにすることができたと考えられる事例」(事例2-5)について

最終的にA及びBの双方が起訴されて有罪になったのかが明らかではないので,「A,Bがバカラ賭博店を経営していた事案」という前提自体が疑問である(確定事件記録の事例とあるので,1人は有罪で確定したものと思わ

れる。)。

第4 影響事例について

1 問題点の総論

(1) 最終的に公判で証拠化されるのであれば,可視化の有無は影響ないこと 国内報告書は,影響事例として,被疑者が関係者に自分が自白したことが 発覚することを恐れて供述を当初拒んでいた事例を複数挙げている。

しかし,「可視化をしていれば,最後まで自白しなかったはずである」とはいえないはずである。

捜査機関は、可視化をしていれば、供述に至るまでの説得・追及ができなくなるなどと主張したいのかもしれない。しかし、可視化されていては行えないような説得・追及をしているのであれば、その方がよほど問題である。

被疑者が関係者への発覚を恐れて供述を拒む事例では,証人保護プログラムが整備されていないことこそが問題である。可視化を行わない理由としてこのような事例を挙げるのは不適当である。

(2) 証拠化されない供述について

被疑者の供述が最終的に調書化されないような事例(例えば捜査の端緒にとどまる事例)は,供述調書の証拠能力が問題となるケースではない。それゆえ,捜査機関にとっては,任意性立証の必要性は生じず,その意味では, 取調べを可視化記録を公判で再生する必要はないはずである。

捜査機関側は、供述を得てからでないと端緒にとどまるのか、証拠と使用するかが必要なのか分からないと主張するのかもしれない。しかし、供述者にどちらの可能性もあることを説明しつつ、最終的に調書化する場合について同意を得るよう説得することは、従来もされてきたであろうし、これは、可視化の有無によって変わるものではないはずである。もし、捜査機関が「絶対に証拠にはしない」と説明して供述を求めるようなことをしているのであれば、それ自体が問題である(法制度上は、仮に取調官が証人になれば、証言する以外ないはずである。)。もともと、本人の弁護人には、その情報は伝わる筋合いであり、もとより、捜査の端緒である供述(の録画記録)についても、証拠開示でその存在が明らかとなる可能性も十分ある。しかし、被告人のための誠実義務・守秘義務を負う弁護人がそれを知ることに問題があるとは考えられない。

(3) 録音・録画が全て公開されるという前提が誤りであること プライバシー侵害が問題となっている事案については,録音・録画媒体が

直ちに公開されるわけではない。この点は既に述べたとおりである。

取りまとめは「将来証拠開示や録音・録画媒体の再生が制限されるかどうかを取調べ時に的確に見通すことができるものはない」とする(49頁)。しかし,これは現行法下の取調官証言を想定すれば,理屈としては同じことであり,本来,捜査段階の供述全てについて,いうべき筋合いである。。

- 2 個々の事例に関する調査結果の問題点
 - (1) 「被疑者の心理や供述態度に影響を与えると考えられる事例」について 事例3-1について

Aらは「あいつを捕まえて死刑にしてくれるなら署名する」と述べて,調書化を拒否したのであるから,たとえ録画をしていたとしても,調書の任意性・信用性の問題は生じない。その意味では,可視化の有無は関係ないはずである。なお,録画されていれば,それ自体が証拠となるため,このようなことを一切述べなかったのではないか,という点については,繰り返し述べているとおり,証人保護プログラムの問題であり,他方,録画自体を実質証拠とすることは制度導入段階では相当ではないものと考えられるところである。

なお付言すると,この文章からは,最終的にBが起訴されたのか,有罪になったのかは明らかではなく,Aらの「C,Dを殺害した」旨の供述が 真実であったかも判断できない。

事例3-2について

Aは,当初「上をうたったら業界の信用を失う」として供述調書化を拒否していたのであるから,上記3-1と同様,可視化の有無による影響はないということになる。

また、その後、Aが「自分がしゃべっている姿を他人に見せるわけにはいかない」などの理由で録音・録画を拒否したのは、録音・録画媒体が公開されるという誤った前提に立っているのではないかと思われる。検察官が誤解を解くよう説明したのかが疑問である。なお、Aの述べる理由を文字どおり解釈すれば「録音」は拒否しなかったと考えられるというべきである。

事例3-3について

Aの供述を最終的に公判で証拠化する必要性があったのか、それとも捜査の端緒とすれば足りるものであったのかが明らかではない。

端緒で足りるものであった場合,Aの供述が組織に伝わらないようにするのは,訴追機関側の立証手法如何の問題であり,可視化の問題とは別の

はずである。また,弁護人は,被疑者・被告人のために働くものであって, 組織のために働くわけではないことはいうまでもない。通訳人が組織に情報を漏らすとすれば,そのこと自体が問題であって,通訳人の秘密漏洩を 防止するような対応がな措置がとられなければならない。

また,上記3-1と同様の意味で,調書化がなされなかったのであれば,可視化の問題とはならない筋合いであろう。

事例3-4について

Aの供述が、最終的にはBの公判で証拠となっているものなのであれば、可視化の有無に関わりなく、結局、Aの供述によってBらが検挙されたことは明らかになったはずである。

したがって,「Aは,可視化していれば,Bによる報復のリスクも考慮して,Bの関与を最後まで認めたなかったはずである」とはいえないであるう。

あるいは,Aの供述をもとに,別途証拠を収集してBらを検挙したということであるのかもしれない。その場合には,Aの供述は証拠にされておらず,上記3-1と同様,録画が用いられることにもならないはずである。

事例3-5について

本事例でも、「Bは、完全否認であったが、A女の供述により有罪となった」のであれば、A女がBの関与を供述したことは、結局、Bに分かったのである。

したがって、「Aは、可視化していれば、Bによる報復のリスクも考慮して、Bの関与を最後まで認めたなかったはずである」とはいえない。

また, A は,「取調官の説得により,調書化に応じるに至った」とあるが, その説得内容に問題がなければ,可視化の有無による影響もないはずである。

事例3-6について

Aは,「裁判には,女房も見に来ていた」から公判では否認に転じたのであって,捜査段階では自白していたというのであるから,そもそも可視化の有無による影響はなかったはずである。

法務省は、「Aは録画が法廷で流される可能性があれば、そもそも捜査 段階で自白しなかった可能性がある」と主張したいのかもしれない。しか し、自白事件で共犯事件でもなければ、取調べの録画が法廷で流される可 能性はおよそないはずである。少なくとも本件のように、公判で傍聴人の 前で言いたくない、というだけの場合に、自白調書の任意性を争うといっ たことは考えにくい。

事例3-7について

Aが真の動機の調書化に最後まで応じなかった理由が明らかでないので、可視化の有無による影響は判断できない。なお、録画を実質証拠にしない制度のもとでは、「調書化をしなければ、任意性等の立証もなく、録画が公開されること、取調官に証言されることもない」制度ということになるであろう。制度導入時は、そうするのが相当であることは既に繰り返し述べたとおりである。

事例3-8について

本事例の余罪は、公判で否認に転じたわけではないから、録画していなくても、弁護側は供述調書の証拠能力を争わなかったと思われる。また、事件の内容が恥ずかしいからカメラはやめてほしい、と被疑者が述べたということであるが、それは、公開される可能性を意識していると考えられる。実際には公開される可能性がほとんどないことを明らかにすれば、心理的障壁は小さくなると考えられる。

なお,「取調べを受けている姿も見られたくないので,カメラはやめて欲しい」ということは,録音だけであれば同意した可能性は高いと思われる。

事例3-9について

Aが当初強姦目的を否定していた理由は,自分の性的嗜好等についてまで供述したくなかったためであるが,調書化ではなく供述自体を拒んでいたのであれば,可視化の有無による違いは認められない。

事例3-10について

B女が架空の従業員であったことを認めるに至ったきっかけは,Aから 罵倒されて捨てられて悔しい思いをしたことなどを供述し始めたことであ る。

可視化をしていれば上記のような供述ができなかったとはいえないはずである。可視化の有無による影響は認められない。

事例3-11について

Aが最後まで調書化を拒んでいたかどうかが明らかではないが,AはBらの関与を認める自白をしたことの発覚を恐れていたものと考えられる。

仮に,Aが調書化には応じながら,録音・録画は拒み続けたのであれば, 録音・録画されなくても,調書化に応じると自白が組織に発覚することを 正確に認識していたのか疑問であり,この点について,捜査機関がどのよ うな説明をしていたのかが問題となろう。

また、Aがこの点について調書化に応じず、捜査機関が他の証拠により Bを逮捕・起訴したというのであれば、Aの録画は、調書の任意性立証等 のために用いられることはない。そして、既に言及したとおり、録画を実 質証拠として取り扱うのでなければ、Aの録画が公開されることはない。

事例3-12について

報告書は,「Cは,調書化を拒否したのだから,録画していれば,供述 自体を拒んだ可能性が高い」旨を主張したいものと考えられる。

しかし,上記の主張は推論に過ぎず,実際に録画をしていれば,Cが供述を必ずしも拒んだとはいえない。

また、録画を行っても、これを実質証拠として用いないこととすれば、 録画媒体が関係者に公開されるような事態は、Cの供述が調書化されない 限りあり得ないことである。

したがって,可視化をしていれば,Cが供述を拒んだとはいえない。

(2) 「被害者や関係者のプライバシー等に影響を与えると考えられる事例」に ついて

事例3-13について

録画がそのまま全て法廷に提出されるわけではないから,可視化をして も,B女のプライバシー保護は十分可能である。

事例3-14について

事例3-13と同様の理由で,可視化をしても,B女のプライバシー保護は可能である。

事例3-15について

事例3 - 13と同様の理由で,可視化をしても,被害者が特定される情報を法廷では明らかにしないことは可能である。

現在でも、被疑者調書には被害者の氏名・住所等が記載されていても、 法廷では明らかにしないことは普通に行われている。

事例3-16について

Aの子供の母親がC女ではなくB女であることを供述した部分は,事件の立証に直接関係がなく,調書化されなかったというのである。それゆえ, その任意性等の立証のためにその部分が法廷に出されることもおよそ考え にくい。法廷で公開しないことは十分可能である。

事例3-17について

Aが裏金を政治家やAと不倫関係にあった女性への金品供与に用いてい

たことは,本件事実と直接関係しないというのである。それゆえ,これら を供述した部分を,法廷で公開しないことは十分可能である。

事例3-18について

Aが弁護士として扱った個別の事件について詳細に供述した部分を,法 廷で公開しないことは十分可能である。

事例3-19について

Aの父による金品の配付に関する供述部分を,法廷で公開しないことは十分可能である。

事例3-20について

立件しなかった余罪に関する供述部分を,法廷で公開しないことは十分 可能である。

(3) 「捜査手法に影響を与えると考えられる事例」について

事例3-21について

Aは,調書化を拒否したのであって,供述自体を拒否したわけではない。 そして,可視化したからといって,直ちに外部の関係者に供述したことが 知られるわけではないことをきちんと説明すれば,供述を拒否しない可能 性は十分にある。また,繰り返し述べたとおり,録画が実質証拠として用 いられないとすれば,Aが心配するような法廷での顕出は生じない。

事例3-22について

結局,Aの供述は,捜査の端緒にとどまっており,公判で証拠化されてはいない。

可視化の有無による影響は認められない。

事例3-23について

可視化を行っていれば、Aが供述を拒否したかどうかは分からない。録画イコール直ちに外部に供述したことが知られるわけではないことをきちんと説明すべきである。そうすれば、拒否しなかった可能性が高いはずである。

事例3-24について

結局,Aの供述は,捜査の端緒にとどまっており,公判で証拠化されてはいない。情報源の秘匿が必要な場合について,それを尊重する方法はあり得ると考えられ,可視化を否定する理由とはならない。

事例3-25について

いわゆる切り違え尋問を正当化したいと述べているように見える。 複数 の関係者が自白した順番は,供述の信用性を検討するに当たって極めて重 要な情報のはずである。それを改ざんするような捜査手法がそもそも許されるとは考えられない。真実をゆがめることなしに,適正な証拠を用いることができるようにすべきである。

以 上